



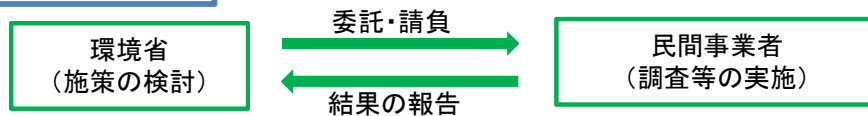
## 背景・目的

- 平成21年の土壌汚染対策法の改正により、汚染土壤のある土地について、区域を分類して指定し(要措置区域、形質変更時要届出区域)、要措置区域における措置や、搬出される汚染土壤の処理施設での処理を義務づけるなど、リスク管理を推進。
- 一方で、土壌汚染が存在する可能性がある土地における調査がすみやかに終わって行われていなかったり、健康被害が生ずるおそれがある区域における対策内容や施工方法の確認が不十分なケースが存在。また、自然由来等の基準不適合土壤についても、人為由来と同様に汚染土壤処理施設での処理が義務づけられており、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきという要望がある。

## 事業概要

- 適正な土壌汚染調査・対策の推進
  - ・土壌汚染が存在する可能性がある土地における調査方法、調査結果報告書、措置実施計画、措置完了報告等に係る調査・対策ガイドラインの改訂等。
  - ・土壌汚染有害物質の基準、土壌溶出量試験等の見直し等。
- 汚染土壤の適正処理推進、自然由来基準不適合土壤等の活用の推進
  - ・自然由来等基準不適合土壤の活用に係る土地ごとの評価方法の確立、評価マニュアルの作成等。
  - ・汚染土壤の処理に係るガイドラインの改訂等。
- 指定調査機関、技術管理者等の能力向上の推進
  - ・技術管理者の役割強化を踏まえた指定調査機関に係るガイドラインの作成、技術管理者試験・講習の実施。
  - ・指定調査機関や自治体を対象とした説明会、研修の実施。

## 事業スキーム



## 期待される効果

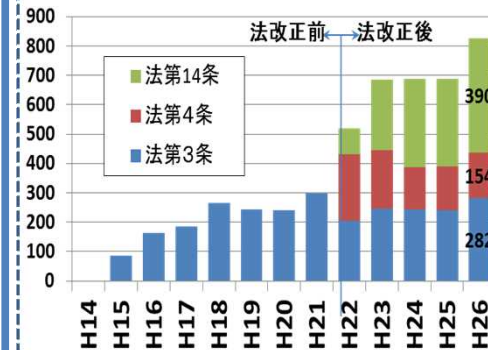
- 汚染のおそれがある土地や人の健康影響を及ぼすおそれがある土地の調査・手続きの強化・迅速化
- 汚染土壤の現場管理・活用の推進等、含有する特定有害物質のリスクに応じた管理の適正化

## 事業目的・概要等

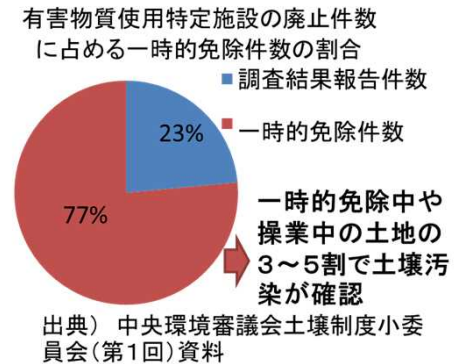
## イメージ

## 土壌汚染対策法の施行状況等

### 調査結果報告件数の推移



### 土壌汚染のおそれの存在



## 土壌汚染対策の今後の方向性

(現在、中央環境審議会で審議中)

○汚染のおそれがある土地や人の健康影響を及ぼすおそれがある土地の調査・手続きの強化・迅速化

- ・一時的免除中・操業中の事業場の土地における調査
- ・調査手続きの迅速化
- ・調査対象範囲の適正化 等



原位置における浄化の例

○汚染土壤の現場管理・活用の推進等、含有する特定有害物質(自然由来を含む)のリスクに応じた管理の適正化

- ・要措置区域内で行う措置に関する計画の届出
- ・自然由来や埋立柱由来の基準不適合土壤の活用の推進
- ・要措置区域及び形質変更時要届出区域における認定調査の合理化
- ・汚染土壤処理施設に対する監督の強化 等